

経営力向上促進債務保証制度

対象事業者について・経営力向上計画の認定について

対象事業者について

「法」は中小企業等経営強化法を、「政令」は中小企業等経営強化法施行令を指します。

保証の対象となる中堅企業等は、下記のA～Dのいずれかに該当するものです。

A 下表の左欄1～5のいずれかの業種に属する事業を主たる事業とする会社であって、中欄(a)中小企業者でないこと、かつ、右欄(b)の要件を満たすもの。

主たる事業とする業種	(a)中小企業者でないこと (具体的には、下記の要件に該当するもの)	(b)法第2条第2項第3号 又は第4号の要件
1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (2～5除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円超 かつ 従業員数が300人超	資本金の額又は 出資の総額が 10億円以下 又は 従業員数が 2千人以下
2. 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円超 かつ 従業員数が100人超	
3. サービス業(5除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円超 かつ 従業員数が100人超	
4. 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円超 かつ 従業員数が50人超	
5. 政令1条で定める業種 ①ゴム製品製造業 ②ソフトウェア業、情報処理サービス業 ③旅館業	①資本金の額又は出資の総額が3億円超 かつ 従業員数が900人超 ②資本金の額又は出資の総額が3億円超 かつ 従業員数が300人超 ③資本金の額又は出資の総額が5千万円超 かつ 従業員数が200人超	

B 下表の左欄1～5のいずれかの業種に属する事業を主たる事業とする個人事業者であって、中欄(a)中小企業者でないこと、かつ、右欄(b)の要件を満たすもの。

主たる事業とする業種	(a)中小企業者でないこと (具体的には、下記の要件に該当するもの)	(b)法第2条第2項第4号の 要件
1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (2～5除く)	従業員数が300人超	従業員数が 2千人以下
2. 卸売業	従業員数が100人超	
3. サービス業(5除く)	従業員数が100人超	
4. 小売業	従業員数が50人超	
5. 政令1条で定める業種 ①ゴム製品製造業 ②ソフトウェア業、情報処理サービス業 ③旅館業	①従業員数が900人超 ②従業員数が300人超 ③従業員数が200人超	

C 下表の左欄の法人であって、右欄の要件を満たすもの。

政令第2条第2項第1号、第2号又は第2条第4項第1号、第2号で定める法人	法第2条第2項第3号又は第4号の要件
医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人	出資の総額が10億円以下 又は従業員数が2千人以下

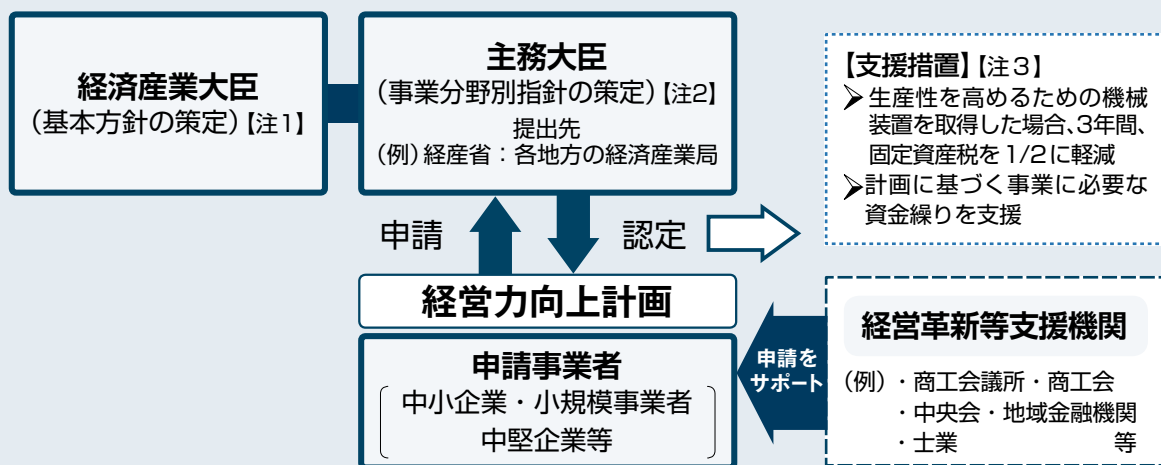
D 下表の左欄の法人であって、右欄の要件を満たすもの

政令第2条第4項第3号、第4号で定める法人	法第2条第2項第4号の要件
社会福祉法人(医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人を除く)、特定非営利活動法人	従業員数が2千人以下

経営力向上計画の認定について

- 経営力向上計画に記載する事項
 - 経営力向上の目標
 - 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
 - 経営力向上の内容及び実施時期
 - 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - 経営力向上設備等の種類
- 経営力向上計画の認定要件
 計画が認定されるためには、上記①～③の事項が「事業分野別指針」(当該指針が定められていない事業分野の場合は「基本方針」)に照らして適切なものであること、上記③～⑤が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであることが求められています。

制度の概要



詳細は、中小企業等経営強化法第3条、第12条、第13条、「基本方針」、「事業分野別指針」、「経営力向上計画策定・活用の手引き」をご参照ください。

経営力向上計画相談窓口

経営力向上計画策定・活用の手引きなどはこちら

中小企業庁 経営強化法

検索

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課 [TEL 03-3501-1957]
 (平日9:00-12:00、13:00-17:00)